

第3章 安全で快適な魅力あるまち

第1節 安全で安心して暮らせるまちをつくりま

阪神・淡路大震災の影響で、大地震発生への関心が高まっています。また、交通事故の多発や、少年犯罪の凶悪化など、市民生活を脅かす問題が顕在化してきました。本市は急速に都市化が進んだため、道路や公園などの都市基盤整備が追いつかず、防災面や緑地保全、道路整備に課題を残しています。さらに、防犯上の不安なども指摘されています。このため、災害に強いまち、交通事故や犯罪が少なく、誰もが安全で安心して暮らせるまちをつくりま

- (1) 災害に強い防災まちづくりのために
- (2) 水害のないまちづくりのために
- (3) 安全で安心できる生活環境づくりのために

現況と課題

(防災)

本市の既成市街地には、木造建築物の密集地域が広がっており、公共施設や橋梁などの耐震化、避難路や避難地の確保が十分ではありません。このため、大地震や水害などの災害発生時の対応をはじめ、様々な防災対策の必要性が指摘されています。

今後は、災害に強い都市基盤や公共施設の整備に向けて努力し、災害対策を事前の予防、発生時の対応、その後の復興と段階的に捉え、各段階ごとに不足している部分の課題を、地域及び広域的な視点で洗い出し、その対策を立てていくことが必要です。

(消防)

消防については、市域の発展に合わせ、人員、施設、装備等の充実強化を図り、火災のみでなく地震や水害などにも対応する体制づくりを目指しているところです。

今後は、防災体制を市民、事業者、行政で一本化し、各種災害に総合的に対応できる体制を構築すること、また、増加する救急救助活動に対応するため、業務の迅速化、高度化を図ることなどが課題です。

(治水)

急速な都市化に伴う宅地開発のために農地や山林などが減少した結果、真間川水系における保水・遊水機能が低下し、雨水の河川への流入量が増大したことにより、たびたび浸水被害に見舞われてきました。このため現在、治水安全度向上のための河川改修工事や調節池など治水施設の整備促進、また、流域対策事業として雨水の貯留・浸透施設の設置を進め、総合的な治水対策を充実させる必要があります。

今後、浸水被害を最小限にとどめるために、河川の改修や調節池の整備等により治水安全度を一層向上させること、雨水排水施設の整備による浸水対策、保水・遊水機能の維持・回復対策、さらに、これらを水辺環境の保全・創造と合わせて行っていくことが課題となります。

(交通安全・防犯)

本市は、交通量の増加による交通渋滞など交通事情の悪化を招いています。また、通過車両も多く、交通事故が多発する傾向にあり、早急な対策が必要な状況になっています。

一方、核家族化、少子高齢化など、社会環境の変化に伴い、住民相互の連帯感が希薄化し、犯罪防止に対する意識にもその影響が心配されます。本市での犯罪は、ひったくり、空き巣などを中心に増加傾向にあり、特に少年犯罪は悪質化、低年齢化の傾向が強くなってきています。今後、一人暮らしの高齢者や留守家庭が増加することが予想されるため、地域で一層の防犯体制を強化し、安心して暮らせる地域社会づくりを進めることが必要になります。

基本方針

あらゆる災害から市民の生命と財産を守るため、防災に配慮した都市空間の整備を進めます。また、地域での協力体制やボランティア活動の受け入れ体制を整備して、高齢者、障害者(児)、外国人など災害弱者の安全確保を図るとともに、近隣市と協力関係を強化し、広域的な防災体制を構築します。

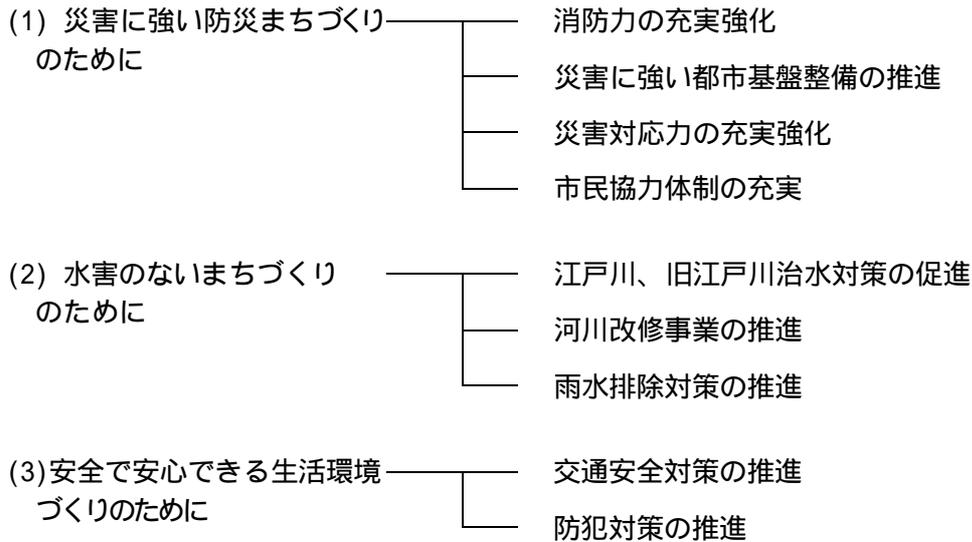
消防については、火災予防対策の推進や消防施設・消防車両の整備など消防力の充実強化を進めるとともに、地域防災力の強化を図ります。さらに、救急救命率の向上のため、救急救助体制の充実強化を進めます。

水辺空間整備と一体となった総合的な治水対策として、河川の拡幅や調節池等の計画的な整備、河川改修に合わせた雨水排水施設の整備を進めるとともに、流域が本来有している保水、遊水機能の維持・回復のため山林や農地等の保全・雨水貯留浸透施設の整備を図り、浸水等の災害防止対策を進めます。

交通安全教育や交通安全運動を充実し、交通事故防止や交通マナーに関する意識の向上を図るとともに、交通安全施設の整備充実を進めます。

すべての市民が犯罪から守られるよう、関係機関との連携、協力による防犯活動を充実します。また、防犯施設の整備を充実し、犯罪の危険のないまちづくりを進めます。

施策の体系



施策の概要

(1) 災害に強い防災まちづくりのために

消防力の充実強化

密集市街地の中で、防火管理体制の強化、消防施設の整備や高層ビル火災等の多様化する災害に対応できる消防車両の整備を進めます。また、救急業務をより高度化していくとともに、応急医療体制の整備を進めます。

災害に強い都市基盤整備の推進

防災まちづくりを推進するための計画を策定し、急傾斜地崩壊対策、崖地整備、建物の不燃化や耐震化の促進、避難地となる*防災公園の整備や避難路の確保など、災害に強い都市基盤整備を進めます。さらに、江戸川の河川空間を防災活用するため、緊急船着場の整備、舟運の導入検討などを進めます。

災害対応力の充実強化

高度化した情報通信技術を活かした災害監視体制の強化、災害時における救急救助体制の充実強化、災害時の情報通信体制の整備充実を進めるとともに、民間事業者にライフラインの早期復旧体制の確立を働きかけ、災害に対する対応力を強化します。

市民協力体制の充実

市民への防災知識の普及、市民・事業所・職員の防災力強化、自治会・ボランティア等の協力体制を整備します。また、地域や事業所などにおける防災訓練の充実を図ります。

(2) 水害のないまちづくりのために

江戸川、旧江戸川治水対策の促進

本市を大規模な水害から守るために欠かせない、親水空間の整備と一体となった江戸川のスー

パー堤防の整備、旧江戸川の堤防や行徳可動堰の改修を促進します。

河川改修事業の推進

真間川、大柏川等の河川の改修事業を推進するとともに、未改修河川の改修を進めます。

雨水排除対策の推進

幹線排水路の整備、排水機場の整備、流域の施設貯留の整備、雨水浸透施設の設置、多自然・多目的型調節池の整備等総合的な治水対策を通して、雨水排除対策を進めます。

(3)安全で安心できる生活環境づくりのために

交通安全対策の推進

家庭、学校、職場、地域などあらゆる機会を通じて交通安全意識の啓発に努めるとともに、高齢者や障害者(児)、子どもなど交通弱者の安全確保に重点を置いた、市民ぐるみの交通安全運動を展開します。併せて、ガードレールやカーブミラー、道路照明灯など交通安全施設の整備の充実を図ります。

防犯対策の推進

市民、警察、防犯関係団体と協力した地域防犯体制の整備、充実を図るとともに、地域防犯活動への支援を強化します。また、死角がなく見通しのよい都市空間への改善や防犯灯、街路灯の設置など、防犯に配慮した都市整備を進めます。

主要事業

主要事業名	事業の概要
既存建築物耐震・不燃化改修促進事業	「市川市既存建築物耐震改修促進実施計画」に基づき市内既存建築物の耐震診断、耐震改修を総合的、計画的に推進します。 また、建築物の不燃化改修を促進します。
消防施設整備事業	消防力強化と消防署の適正配置のため、消防署の移転を含めた消防署及び消防訓練用地の確保を図ります。
内水排水施設整備事業	幹線排水路の整備、排水機場の整備、流域の施設貯留の整備、雨水貯留浸透施設の設置等総合的な治水対策を通して内水排水対策を進めます。
避難地・避難路整備事業	大規模災害から市民を守るため、防災避難地としての公園整備及び災害時の避難路としての道路整備を進めます。

第2節 快適な暮らしを支え、質の高い都市基盤整備を進めます

本格的な高齢社会に向けて、高齢者や障害者(児)など全ての人にやさしいまちづくりが求められています。本市は東京都心から千葉県へ向かう玄関口に位置し、戦後早くからベッドタウンとして都市化が進んだことから、高密な住宅市街地が形成され、都市計画道路整備、公共下水道整備などの遅れが指摘されています。今後は、福祉との連携のもとで、市民の様々なライフスタイルを考慮し、快適な暮らしを支え、質の高い都市基盤整備を進めます。

- (1) バリアフリーのまちづくりを進めるために
- (2) 円滑な都市活動を支える道路整備のために
- (3) 総合交通体系を整備するために
- (4) 清潔な生活環境づくりのために
- (5) 公共施設整備と良好な住環境形成のために

現況と課題

(バリアフリー)

本市の既存の公共施設・公益施設などは、バリア(障害)がまだ多く残り、新しく建設されたものとの格差が生じています。さらに、公共施設などを計画する際に、建設部門と福祉部門との連携強化の必要性などが指摘されています。

今後、まちづくりを進めるにあたって、交通機関、駅周辺や道、公園、公共施設はもとより、病院、百貨店など多くの人々が利用する民間施設や民間住宅までも含むハード面の整備と、ソフト面での福祉施策の整備など総合的な*バリアフリー化への取り組みが急務となっています。

(道路・交通)

交通要所での渋滞やこれに伴う公共交通機関の運行への影響、渋滞を回避する通過車両が生活道路に流入することによる交通安全上の影響が問題となっています。

また、自転車利用も増加していますが、駅周辺の放置自転車が歩行者の通行を妨げており、防災や都市景観、商店会活性化など様々な面から緊急な対策が求められます。

一方、公共交通網のうち、鉄道は道路網と比較して発達していますが、バスについては身近な公共交通手段として、また、環境への負荷軽減の面からも、さらなる利便性向上を促していく必要があります。

(下水道)

下水道整備状況は、真間・菅野地区及び*流域下水道区域の江戸川幹線、行徳幹線、浦安幹線、矢切幹線がすでに供用され、現在は、幹線に接続する公共下水道整備が市施工で進められています。また、中山地区については、使用開始を目指して、市施工の公共下水道整備を進めています。

一方、流域下水道のうち松戸幹線、市川幹線は、都市計画道路整備の遅れにより未整備であるため、北部地域の公共下水道の普及が遅れています。また、公共下水道の整備による水量の増大に伴い、江戸川第一終末処理場の建設着手が急がれています。

今後、下水道の普及が遅れる地域においては、河川水路等の水質改善のため、当面は合併処理浄化槽の設置などを促進するとともに、雨水浸水対策として雨水排水機能の整備を進めることが

必要となります。

(住宅・住環境)

住まいについての市民のニーズが多様化しています。そのため、高齢社会に対応した住宅・住環境整備への取り組みが求められています。

また、住宅施策を展開するにあたっては、新規の住宅供給だけではなく、既存住宅の質的向上を図ることも課題となります。さらに、民間マンションなどの住環境改善についても、併せて取り組む必要があります。

基本方針

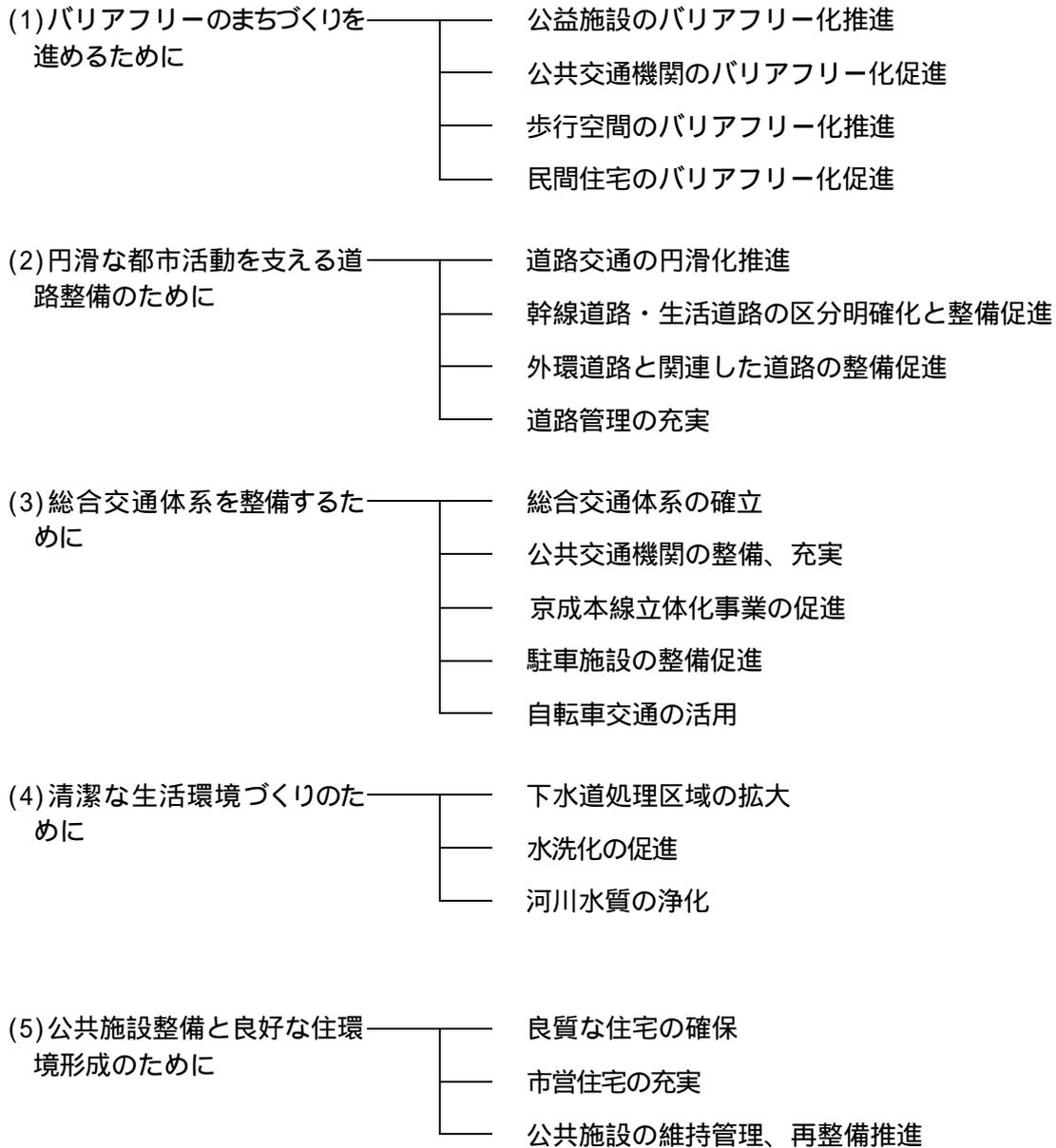
誰もが使いやすく、バリア（障害）のない安全で安心して生活できるまちづくりを進めます。

都市の円滑な活動を支える幹線道路・生活道路の計画的な整備、歩行者空間の整備、公共交通の充実を総合的、体系的に進めます。また、交差点改良、駐車場・駐輪場整備、道路交通情報の提供等に取り組み、*交通需要マネジメントによる円滑で安全な交通の確保を図ります。

生活環境の改善と河川の水質保全のため、土地利用計画や基盤整備との整合を図りながら、効率的で計画的な公共下水道の整備を図るとともに、下水道処理区域の拡大や水洗化を促進します。また、市街地内の浸水対策のための雨水排除にも積極的に取り組みます。

民間住宅の活用を含めた市営住宅の整備を図ります。また、定住化促進のための住宅取得補助、高齢社会に対応した住宅整備や、住宅の耐震化への支援等を推進し、ゆとりある住まいの実現を図ります。

施策の体系



施策の概要

(1) バリアフリーのまちづくりを進めるために

公益施設のバリアフリー化推進

公園、公民館、集会場などの公共施設をはじめ、民間の劇場、映画館など、多くの人々が利用する施設の*バリアフリー化を進めます。

公共交通機関のバリアフリー化促進

高齢者や障害者（児）が安心して利用できるよう、駅周辺の整備や、ノンステップバス導入の働きかけなどを進めます。

歩行空間のバリアフリー化推進

主要駅周辺を中心に、歩道面の平坦性の確保と段差の解消などのバリアフリー対策を行い、高齢者や身体障害者を含む全ての市民が安心して利用できる歩行空間の整備を進めます。

民間住宅のバリアフリ - 化促進

高齢者や障害者(児)の利用しやすい住宅への改造・改修について、相談事業や助成制度を充実し、また、民間住宅のバリアフリー化の支援を進めます。

(2)円滑な都市活動を支える道路整備のために

道路交通の円滑化推進

渋滞問題への対応として、京成線との交差点、幹線・補助幹線道路の結節点などの整備、交通渋滞の原因となる箇所の改善を進めます。

幹線道路・生活道路の区分明確化と整備促進

国・県道など広域幹線道路や市内幹線道路・生活道路の計画的な整備を図り、通過交通と生活交通の区分を明確化した道路体系の整備を進めます。

また、既存道路の隅切り用地や*ボトルネック部分等の用地を確保し、道路整備を行うことにより、交通安全性を向上させます。

外環道路と関連した道路の整備促進

東京外かく環状道路整備の進捗に合わせ、広域幹線道路体系に対応した市内道路体系の整備を進めます。

道路管理の充実

道路の緑化、電線の埋設に努めるとともに、道路占用の適正化、違法な屋外広告物の規制など法規制の適切な運用を図り、沿道環境を向上します。

また、道路の適切な維持、管理を図るとともに、道路排水施設の充実、改修を進めます。

(3)総合交通体系を整備するために

総合交通体系の確立

歩行者、自転車、自動車、公共交通等の安全や機能の向上に向けて、交通体系の総合的な整備を進めます。また、車両通行量やピークの抑制に向けて、*交通需要マネジメントに取り組むとともに、駐車場の空き状況や渋滞状況など交通情報を提供するシステムの導入などを図ります。

公共交通機関の整備、充実

バス交通の路線と運行数の充実、高齢者や障害者(児)の利用にも配慮したバス車両の導入などを関係機関に要請します。また、(仮称)東京10号線延伸新線の整備を促進するとともに、鉄道の混雑緩和、高齢者や障害者(児)の利用に配慮した駅舎の整備などを関係機関に要請します。

京成本線立体化事業の促進

本市の南北交通の円滑化を図るため、道路と京成本線との立体交差化について、関係機関と連携して事業化を促進します。

駐車施設の整備促進

駐車場整備計画を策定し、公共・民間による空き駐車場の有効活用のための整備を進めます。

自転車交通の活用

自転車道の整備を進めるとともに、駐輪場の整備及び維持管理の向上、放置自転車対策の推進、

リサイクル自転車の活用などを通じて、環境にやさしい自転車交通の活用を図ります。

(4) 清潔な生活環境づくりのために

下水道処理区域の拡大

公共下水道整備事業を推進するとともに、事業認可区域の拡大、整備を図ります。さらに、浸水対策として、雨水排水機能整備を進めます。

水洗化の促進

公共下水道の整備が当分の間見込めない区域では、合併処理浄化槽の設置を進めます。また、公共下水道の敷設区域における下水道接続率 100%を目指し、下水道に対する正しい理解のための啓発活動や貸付制度の見直しを進め、水洗化を促進します。

河川水質の浄化

下水道が果たす河川の水質浄化機能に着目し、流域関連公共下水道事業及び西浦処理区公共下水道事業などを進め、河川水質の浄化を図ります。

(5) 公共施設整備と良好な住環境形成のために

良質な住宅の確保

良質な住宅を確保するため、持家取得の支援、家賃助成制度の充実、住宅情報提供体制の充実を図ります。また、住宅リフォーム相談窓口事業を推進するとともに、適切なマンション維持管理の支援を進めます。

市営住宅の充実

市営住宅の整備及び老朽化や高齢者、障害者(児)の入居への対応に伴う改修、修繕を計画的に進めるとともに、管理の適正化を図ります。

公共施設の維持管理、再整備推進

公共施設を保全し、維持管理を強化するとともに、建物の耐震化を図ります。また、時代の要請に対応した利用転換のための再整備を進めます。

主要事業

主要事業名	事業の概要
総合交通体系整備促進事業	交通渋滞緩和のための交通需要コントロール実現に向け、橋梁整備、鉄道の高架、道路整備、自転車活用、駐車場整備及び渋滞情報提供など、総合的な交通体系の整備を促進します。
交通バリアフリー整備事業	*バリアフリー化基本構想を策定し、主要な鉄道駅の周辺地区を重点整備地区に指定し、駅、駅前広場、歩道等のバリアフリー化事業を重点的かつ一体的に進めます。
都市計画道路整備事業	外環道路に接続する 3・4・14 号、3・4・19 号、3・4・21 号、3・4・23 号等や歩行者等の通行の安全確保のための 3・4・15 号、3・4・20 号等の整備を進めます。
江戸川架橋整備事業	東京都との連絡強化やまちづくり計画との整合を図った大洲架橋、押切架橋の整備を進めます。また、行徳可動堰の改築に併せた行徳橋の架け替えを進めます。
京成本線立体化促進事業	部分立体を含む主要幹線道との交差部の立体交差の推進と、周辺市街地の整備を進めます。
(仮称)東京 10 号線延伸新線整備促進事業	市北西部の鉄道不便地域の解消と南北方向の交通渋滞緩和を図るため、鉄道整備計画を促進します。

第3節 自然、歴史、社会環境などを活かして、バランスのとれた魅力ある土地利用を図ります

急速な都市化の進展は、都市整備の遅れを招き、様々な都市問題を引き起こしました。これからは、地域特性を活かしたバランスのとれた土地利用が求められます。このため、これらの都市課題を解決し、さらに都市景観に配慮した都市をつくるために、適切で計画的な市街地整備を進めます。

- (1) 地域の特性を活かした土地利用のために
- (2) 市街地の安全性と利便性を高めるために
- (3) 魅力ある都市景観を形成するために

現況と課題

(土地利用、市街地整備)

JR総武本線や京成本線の周辺に広がる既成市街地に代表される地域には、商業や居住環境の悪化、防災性の低下、道路交通環境の悪化などの都市課題があります。加えて、駅周辺の商業・業務機能を中心とする都市機能の集積や機能更新、道路の整備改善、都市型住宅の供給や建築物の不燃化を図る必要もあります。また、新しく開発される地区においては、公共施設の整備及び宅地利用の増進を図るため、適正な規制や誘導により計画的な都市整備を進める必要があります。

(景観)

都市の景観は、まちの個性や表情を表し、都市の快適性や安全性を高める重要な要素であり、近年、この景観に対する市民の関心や期待が急速に高まってきています。しかし、これまでは部分的な景観整備が中心であったことから、今後は、歴史的街並みの保全や、川や海などの自然と調和した都市景観の形成、誘導などに総合的に取り組む必要があります。

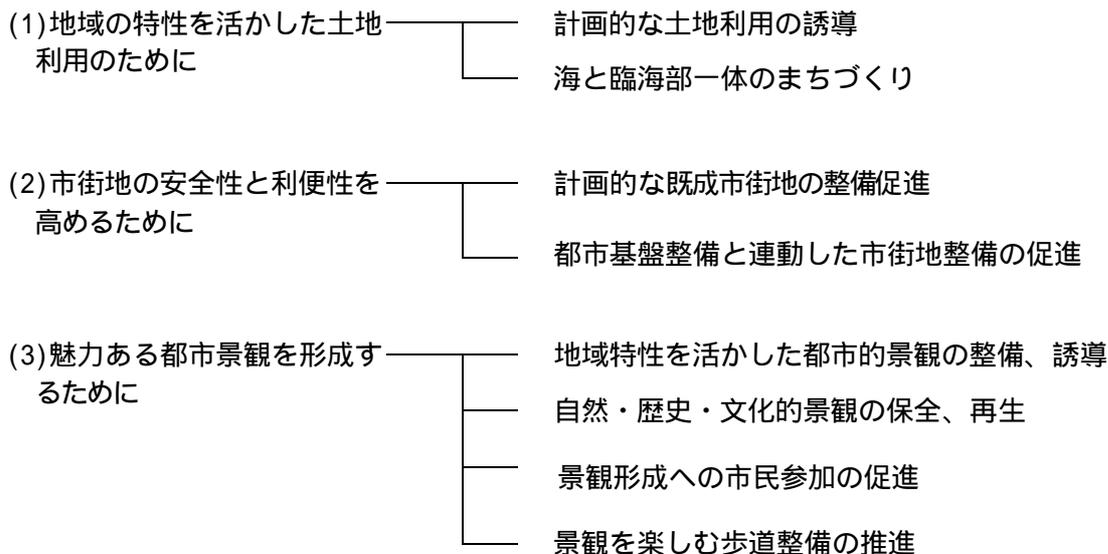
基本方針

既成市街地の都市課題に対応するため適正な都市基盤を整備するとともに、安全で快適な利便性の高い市街地の形成を図ります。また、新しい市街地の整備にあたっては、都市計画や建築等に関する法律や条例などに基づいて、地域特性を活かし周辺環境と調和した土地利用を図ります。

さらに、都市の骨格となる土地利用のあり方や、道路、公園などの都市基盤の整備方針を長期的、総合的な観点から定める都市計画における基本方針としての市川市*都市計画マスタープランに則して整備を進めます。

また、市民、事業者、行政が協力して、都市景観形成のための総合的な指針の策定や仕組みづくりを進め、歴史、文化や自然などの市川らしさや地域の特色を活かした景観の保全、形成を図ります。

施策の体系



施策の概要

(1) 地域の特徴を活かした土地利用のために

計画的な土地利用の誘導

市街化調整区域においては開発を抑制し、良好な環境を保全していくとともに、市街化区域においては、都市計画や建築等に関する法律や条例に基づき、都市機能の向上と周辺環境との調和を目指す土地利用を図ります。

海と臨海部一体のまちづくり

本市にとって重要な海を活用したまちづくりを進めるため、市川二期地区の整備と連動した海域の環境改善、市川塩浜駅周辺の再整備や行徳近郊緑地の活用、第一終末処理場決定地の土地利用など海と臨海部が一体となった都市空間を整備します。

(2) 市街地の安全性と利便性を高めるために

計画的な既成市街地の整備促進

地区計画制度や建築協定制度、開発許可制度など、都市計画や建築等に関する法律や条例を活用して、市街地再開発事業、駅周辺地区整備等を推進し、時代の要請にあった機能性の高い都市の形成を目指して既成市街地の再整備を推進します。

都市基盤整備と連動した市街地整備の促進

江戸川*スーパー堤防の整備や旧江戸川の堤防改修に合わせ、流域市街地の再整備や河川空間の有効活用を図ります。また、外環道路など主要幹線道路、(仮称)東京10号線延伸新線沿線の整備等の大規模事業と関連した市街地整備を促進します。

(3) 魅力ある都市景観を形成するために

地域特性を活かした都市的景観の整備、誘導

快適で安全な都市を目指し、沿道景観の美化や駅周辺・商店街等の街並みの整備、都市緑化の推進などにより、市街地の特性を活かした都市空間の景観づくりを推進します。

自然・歴史・文化的景観の保全、再生

歴史的文化的な建造物や歴史的街並みの保全、再生とその活用を図り、景観を活かしたまちづくりを推進します。

景観形成への市民参加の促進

景観形成指針の策定を市民参加のもとに進め、魅力ある景観形成を市民とともに進めます。

景観を楽しむ歩道整備の推進

歩いて楽しめる道づくりを目指して、自然や文化の拠点整備に合わせて、それらを結ぶ散歩道の整備など、景観を楽しむ歩道整備を進めます。

主要事業

主要事業名	事業の概要
都市景観形成事業	快適で安全な都市を目指し、自然や歴史・文化など地域特性に配慮した都市的景観形成についての基本的な方針を定め、その実現に努めます。
市川塩浜駅周辺地区再整備事業	臨海部の自然空間を活かした次世代を担う都市の形成のために、市川塩浜駅周辺地区の土地利用の転換を促進し、都市基盤整備を進めます。
市川駅南口地区第一種市街地再開発事業	都市防災機能の更新及び土地の有効かつ高度利用と公共施設の整備等を目的として、事業化を進めます。
本八幡駅北口地区再開発事業	交通の結節点として、また商業、業務、都市型住宅地域として、恵まれた立地条件を活かした土地の合理的かつ健全な高度利用を進め、都市機能の向上及び公共施設の整備等を図ります。

第4節 産業を振興し、活力あるまちをつくります

地域の活力の源として産業の振興は極めて重要です。首都圏に位置する本市はさまざまな面で首都東京の強大な機能の影響を受けていますが、多角的な取り組みを進め、本市の立地条件にふさわしい産業機能の集積を図ります。

- (1) 活力ある商業の振興のために
- (2) 地域性を活かした工業の振興のために
- (3) 市民と共存する都市農業の振興のために
- (4) 自然環境と調和した水産業の振興のために

現況と課題

(産業)

本市の産業は商業をはじめとする第三次産業が中心をなしていますが、臨海部を中心に工業の集積があり、市北部では農業、沿岸部では水産業が見られます。

このような中で、商業の大部分を占める小売業の状況を見ると、消費者が東京都心の大型店や郊外型量販店へ流出する傾向にあるため、市内の商店街や各商店の経営は厳しい状況に置かれています。各商店や商店会では、消費者を地元商店に取り戻すために様々な取り組みを行っていますが、今後とも、このような意欲ある事業者の努力を支援し、まちの賑わいを生み出すことが必要です。

工業は、臨海部を中心とした鉄鋼、化学、金属などの素材型工業と、内陸部に点在する印刷、食品加工、繊維、家具などの都市型軽工業が見られます。将来にわたって成長、発展を遂げるには、大半を占める中小企業の経営基盤の強化を図るとともに、経済環境の変化や高度情報化社会に対応できるような新産業の創造、育成への支援が重要です。

市川の農業は全国に誇る梨の生産が主であり、また大消費地に近いこともあって、比較的生産性の高いものとなっていますが、農業従事者数の減少、高齢化、農地の維持が困難となった不耕作地の増加などの解消が課題となっています。さらに、市民の農業体験の場、学習の場として農地の活用が求められます。

水産業については、海苔やアサリ等の浅海養殖業を中心とし、他にも小型底引き網漁業などが営まれています。漁業環境の悪化、後継者難という問題を抱えています。今後は、市川二期地区埋立計画の動向を見定めながら、漁業環境の改善及び整備や市民が水辺と親しめる場の整備が求められます。

基本方針

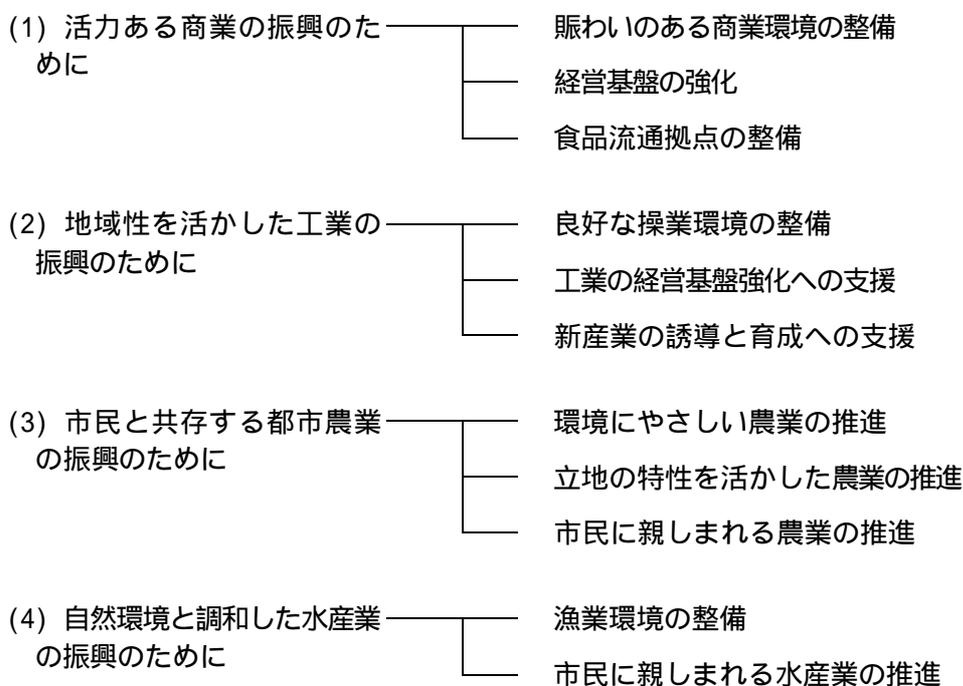
中心市街地の活性化をはじめ、商業環境の整備や経営基盤の強化に向けた支援策を充実するなど、商業を振興します。

産業の高度化に対応できる工業への転換を支援するとともに、良好な操業環境を確保します。環境にやさしい都市農業の確保を図るとともに、市民が土とふれあう農業を推進するなど、地

域に根ざした農業を振興します。

漁業を取り巻く環境整備を促進することにより、市民との交流の推進や漁業経営の安定化を図り水産業を振興します。

施策の体系



施策の概要

(1) 活力ある商業の振興のために

賑わいのある商業環境の整備

地域の持つ伝統と特性を活かすとともに、市民の憩いの場、ふれあいの場として魅力と賑わいのある商店街を形成するため、景観形成、歩行者空間の確保、駐車場対策など商業環境を整備します。

経営基盤の強化

中小商店の経営の高度化、安定化を図るため、事業資金の融資制度や利子補給制度などによる支援を行うとともに、経営者や後継者の育成のため、講習会、研修会などを充実します。また、商店会が行う事業やイベントなどを積極的に支援します。

食品流通拠点の整備

青果物等の流通拠点として、市川地方卸売市場の活性化を図るとともに、市場機能を保持するための再整備を行います。

(2) 地域性を活かした工業の振興のために

良好な操業環境の整備

企業の建物や設備の老朽化、狭隘化などによる操業の弊害や、工業地域内の住宅との混在による生産環境の悪化を解消するため、既存の工業用地のリニューアル計画の検討を進め、良好な操

業環境を創出するとともに、市内工場適地の保全を行います。

工業の経営基盤強化への支援

中小企業の事業拡大、経営体質の強化のため、各種融資制度の活用、設備の近代化、生産技術の向上及び情報化の促進等の支援を行います。また、異業種交流の支援、人材の育成や情報提供機能の充実を推進します。さらに、新しい技術や製品開発力の向上に取り組める環境整備を進めます。

新産業の誘導と育成への支援

既存の製造業を超えた領域を活動範囲とする起業家の支援、育成を図るとともに、21世紀を担う新たな産業を誘導するための基盤整備を進めます。

(3) 市民と共存する都市農業の振興のために

環境にやさしい農業の推進

環境にやさしい農業を推進するため、農薬散布を少なくする減農薬による栽培、梨剪定枝の処理に際し資源循環型の処理方策によるシステム化を進めます。

立地の特性を活かした農業の推進

大都市近郊の立地特性を活かした、収益性の高い農業生産環境の整備を図るため、新しい生産技術、農法の導入や特産品の生産を支援します。また、*遊休農地の利用集積を図り、経営改善、生産向上を推進します。

市民に親しまれる農業の推進

市民が農業を体験したり、土に親しむことのできる機会を増やすため、市民農園等の整備や各種イベントを開催します。

(4) 自然環境と調和した水産業の振興のために

漁業環境の整備

生産性の向上を図るため、漁港及び漁場の整備を促進するとともに、漁業生産機材の整備を支援し、生産環境の維持、向上を図ります。

市民に親しまれる水産業の推進

本市の水産業が市民に身近なものとなるよう、各種イベント開催等を通して、水産業への理解並びに水産物の消費拡大を図ります。

主要事業

主要事業名	事業の概要
中心市街地活性化事業	ＪＲ市川駅から本八幡駅を中心とした地域を「中心市街地活性化法」に基づく中心市街地に選定し、各種活性化施策の推進を図ります。
産業ネットワーク推進事業	市内の中小企業を対象にＩＴ技術の利用状況の実態調査を行い、情報ネットワークの確立と管理を通じて、取引機会の拡大及び競争力の向上を図り、中小企業の体質を強化することを支援します。
環境調和・新産業創出推進事業	２１世紀を担う環境と調和した新産業の創出・育成を目指して、環境保全技術の開発支援及び環境との調和に配慮した*ベンチャー企業の育成・誘致を行います。
遊休農地解消対策事業	*遊休農地の実態調査、意向調査を実施し、関係者、関係機関等と協議する場を設け、農地の有効活用を研究協議し、モデル的な場所を選定し事業化します。
漁港整備事業	三番瀬全体の整備構想の方向を見定めながら、漁港整備計画の検討を行い、漁港の整備を促進します。